

2010年11月11日に訴えを提起していた大阪地方裁判所平成22年（わ）第15877号事件について、株式会社東京法経学院が以下のことを約束する内容で裁判上の和解が成立しました。

- 1 東京法経学院は、直ちに、東京法経学院の実施する全ての講座の講座受講規定にかかる解約条項を、講座申込者が講座開始日前後を通じ、理由の如何を問わず、受講契約の解約等により返金を請求することができるものと変更したうえで、新しい解約条項を、現在受講契約が継続中の者にも遡って適用する。
- 2 東京法経学院は、消費者との間で受講契約を締結するにあたって、消費者からの解約事由を制限する条項（解約には応じるが返金しないとする条項を含む）を含む契約を締結しない。
- 3 東京法経学院は、消費者からの解約事由を制限する条項を記載した講座受講規定、講座申込書、パンフレットその他の書面を消費者に配布しない。
- 4 東京法経学院は、消費者からの解約事由を制限する条項を東京法経学院のウェブページ（モバイルサイトを含む）に記載しない。
- 5 東京法経学院は、消費者からの解約事由を制限する条項を記載した書面を各校に掲示せず、消費者に対して口頭で解約を制限する旨の説明を行わない。
- 6 東京法経学院は、東京法経学院との間で受講契約を継続中の者のうち、8割以上の者に対しては1か月以内に、その他の者に対しては2か月以内に、後記の記載内容をEメール、郵送その他の方法により通知する。
- 7 東京法経学院は、5日以内に、東京法経学院のウェブページ（モバイルサイトを含む）のトップページ上の「新着情報」に、講座受講規定を変更した旨記載し、その欄をクリックすると開くページに、後記の記載内容を2ヶ月経過時点まで掲載する。
- 8 東京法経学院は、ひょうご消費者ネットに対し、2ヶ月以内に、この和

解に従った履行状況を書面にて報告する。

(東京法経学院の行う受講者への通知およびウェブページ上の記載内容)

当社は、このたび講座受講規定の解約条項を下記のとおり改定いたしました。

下記解約条項の改定により、健康上の理由、経済的理由、個人的理由なども含め、どのような理由であってもすべて解約に応じる規定となりました。

改定後の解約条項は、同条項の改定前に契約して受講契約を継続中の方にも遡って適用されますので、該当する方は当社事務局までお申し出ください。

記

改定後の解約条項

第5【解約・返金等】

- (1) お客様は、講座開始日前後を通じ、理由の如何を問わず、申込の撤回又は受講契約の解約等により、返金を請求することができます。